

「ビザンティン・コモンウェルス」論再考（1）

—— ビザンツ・東ヨーロッパ世界モデルの可能性 ——

唐澤 晃一

はじめに

ビザンツ帝国の「ギリシア人」は、7世紀以後のバルカン半島において少数派にすぎず、同帝国は多民族・多言語国家だといった方が実態をあらわしている、とある研究者は述べた¹。ビザンツ帝国は、領内に多くの民族を抱え込み、彼らの影響をまともに受けながら、約1千年間続いた。帝国領内のスラヴ人、ノルマン人、トルコ人、アルメニア人は、布教活動を通じてビザンツ化した他、傭兵として軍に編入されたり、官僚として登用されたりした民もいる。しかし彼らは、出身民族に関係なく、自分たちを「ローマ人」とみなすことができた。他方ビザンツは、領外の諸民族についても、その同化吸収力を発揮した。スラヴ人、アヴァール人といった、北方から来る諸民族にたいし、ビザンツは布教活動に加え、領内への定住を許可し、さまざまな称号を授与し、婚姻政策によって懐柔した。ビザンツ側の目的は唯一つ、彼らを、ビザンツ皇帝を頂点とし、諸民族により構成される位階秩序に組み込むことであった。そうすることで、彼らを、さらに遠くから来る異民族の侵入にたいする盾とし、皇帝の外征に従軍させることが可能となったのである。それでは、こうして生まれたビザンツ世界の政治秩序は、どのようなものだったであろうか。この世界の政治秩序や政治文化の核にはローマ的伝統（ローマ皇帝理念）、キリスト教的・ギリシア的世界観があるが、それはどのように周辺地域に伝播し、どのように各地の君主や知識人の意識を変革していったのか。これについて考えるためには、まず、実際の政治関係のなかで、中世東ヨーロッパの支配層がどの程度ビザンツの政治的規制力を受けていたのかを明らかにしなければならない。

この点を考えるうえで参考になるのが、D. オボレンスキーの研究である。オボレンスキーは一貫してビザンツと東ヨーロッパ諸民族の関係を扱い、著書『ビザンティン・コモンウェルス』の中でビザンツ世界モデルを提示した²。ビザンツ帝国と東ヨーロッパ諸民族からなる世界は従

¹ 渡辺金一『中世ローマ帝国—世界史を見直す—』岩波新書、1991年、19頁。

² オボレンスキーの主な著作は、次の通りである。*Byzantium and the Slavs: collected studies*, London 1971, *The Byzantine Commonwealth: Eastern Europe, 500-1453*, New York 1982, *The Byzantine Inheritance of Eastern Europe*, collected studies, London 1982, *Six Byzantine Portraits*, Oxford 1988。なお、ここにあげた二冊の論文集からは、それぞれ次の論文を参照した。すなわち *Byzantium and the Slavs* からは、次の論文である。“The Principles and Methods of Byzantine Diplomacy”, *op. cit.*, pp. 43-61。また、*The Byzantine Inheritance of Eastern Europe* からは、次の論文である。“The Byzantine Frontier Zones and Cultural Exchanges”, *op. cit.*, pp. 303-313。“The Byzantine Impact on Eastern Europe”, pp. 148-168, “Nationalism in Eastern Europe in

来、「正教世界」や「ビザンツ世界」といった言葉でしか説明されてこなかった。オボレンスキーはこれを「ビザンティン・コモンウェルス」という概念を用いて、その「世界」内部の文化的、政治的な構造や同質性を鮮やかに解明した。

1. ビザンティン・コモンウェルス論の概要

ビザンツ人は、自らの国家を表現するさいに、次の三つの言葉を用いてきた。それは、「βασιλεία (帝国)」、「οἰκουμένη (人が住む世界)」、「πολίτευμα (政府、共同体)」である。オボレンスキーによれば、ビザンティン・コモンウェルスはこのうち最後の言葉をさす。「コモンウェルスという言葉も曖昧ではあるが、上記の書のなかでは少なくともこれら三つのギリシア語のうち、最後の言葉を大まかに示すものとして用いられる」³。ここでは最後の言葉のうち、「共同体」をさす言葉と考えてよいだろう。具体的にいえばビザンティン・コモンウェルスとは、政治的・文化的にビザンツに吸収され、中心をコンスタンティノーブルにおき、東ヨーロッパなどビザンツ帝国と政治・文化交流がある地域を外縁とする国際的な共同体のことである。それでは、この共同体内部に住む諸民族に共通の特徴は何であろうか。それは、諸民族がビザンツの政治的・文化的な優越性を認め、キリスト教世界にコンスタンティノーブルにいる皇帝以外の皇帝は存在しないという認識をもっていたことである。そしてコモンウェルスに含まれる範囲は、北はフィンランド湾から、南はペロポネソス半島まで、そして西はアドリア海から東はコーカサス山脈までである。

次にコモンウェルスの歴史について概観してみる。セルビア人、ブルガリア人といった、コモンウェルス内の諸民族は、1000年頃までにキリスト教を受容している。この結果、コモンウェルスはこの時期に、国際的な共同体として成立することになった。その版図が最大となったのは、11世紀初めである。これはバシレイオス二世(976-1025年)の治世期にあたる。域内の政治的、文化的統一性が最大となったのは、この頃であった。その後、12世紀後半のマヌエル一世(1143-1180年)の治世下で、政治的、経済的衰退がはじまる。この頃、共同体の政治的な結びつきが弱められ、13世紀末にはほとんど解体したが、一方で、文化的結合が維持された結果、ビザンティン・コモンウェルスは1180～1240年の危機の時代を克服した。この時期以降には、静寂主義思想、オスマン朝にたいするギリシア人＝スラヴ人連帯論⁴、ルーマニア二公国(ワラキ

the Middle Ages”, pp. 1-16, “Late Byzantine Culture and the Slavs: A Study in Acculturation”, pp. 3-26.

³ D. Obolensky, *The Byzantine Commonwealth.*, p. 2.

⁴ ギリシア人＝スラヴ人連帯論については、スラヴ側の立場としては、14世紀セルビアの大貴族であるウグリエシャ公の例をあげておく。同公は、ギリシア北部のセレス市を拠点に領邦をもつが、1368年にコンスタンティノーブル総主教に書簡を送り、教会管轄権をめぐる協定を締結している。これは、当時、ギリシア北部に遠征を行いつつあったオスマン朝に対抗するためであった。この書簡でウグリエシャは自領にあるドラマ府主教がコンスタンティノーブル総主教に所属することを承認した。M. M. Петровић, “Повеља-писмо

ア、モルドヴァ両公国)の正教受容により、交流はかえって活発になったのである。

さてオボレンスキーは、論文「中世東ヨーロッパにおけるナショナリズム」のなかでコモンウェルスと東ヨーロッパ諸民族の関係について論じている。コモンウェルス論の性格は、この論文のなかによくあらわれているので、ここでそれを概観してみたい。まず、かれは中世東ヨーロッパの民族意識について、次のように定義づける。

「この時期の民族意識は、粗雑な愛国心以上のものではなかった。その特徴は、強い愛国心の強調、地方的習慣、伝統、言語への愛着である。しかし、こうした民族的自覚の諸形態は、個々の国家がその国際的な地位や特権、業績を、より大きな共同体の一員であるという状態に負っていることが前提となっている。『ナショナリズム』という言葉を集団的な意識の定義として用いる場合、この意識が狭いものでも排他的なものでもなく、今日でいう『普遍的な(イクメニカル)』世界観によって昇華させられるものであったということをおぼろげに忘れない」⁵。

文中の「より大きな共同体」としてオボレンスキーが念頭においているのは、ビザンティン・コモンウェルスである。文章の後半部を読むと、コモンウェルスへの帰属意識と民族的自覚が不可分の関係にあることも分かるだろう。前者なくして後者の発展はありえないという考えが、オボレンスキーの見解である。そのような例として、かれは、9世紀後半から始まる、キュリロスとメトディオス、ならびにその弟子クリメントとナウムによるスラヴ人へのキリスト教伝道活動をあげている。スラヴ人は、彼らの活動により、スラヴ語聖書、典礼文書、スラヴ人聖職者をもつことができたのだが、スラヴ人が自分たちの地方的愛国心を、より統一された形態に上げることができたのも彼らの活動があったからこそである。そもそも地方的愛国心とは、国家統合や異民族の抑圧、知識人による諸々の文化活動、つまり言語や土地、宗教への帰属意識の表明といった形をとって発生する。このうち、民族意識が明確な形をとって現れやすいのは、最後の、宗教による活動を契機とする場合である。オボレンスキーによれば、こうした民族意識は、普遍的特徴をもつビザンツ文化を受容することにより、「より複雑な理念的特徴」を獲得するにいたったのであった。

「キュリロスとメトディオス、その弟子たちの事業は、スラヴの文化的伝統の発生を促した。

そこでは民族的な要素は、強く持続的なビザンツの影響力のもとで発展することができたのである」⁶。

ここでもやはりキリスト教という普遍文明が、キリスト教の伝道活動を通じて各地の民族意識を高揚させていく様相が指摘されている。なおキリスト教とスラヴ人の民族意識については、次

деспота Јована Угљеша из 1368. године о расколу и измирењу српске и цариградске цркве”, in: М. М. Петровић, *Студенички типик и самосталност српске цркве*, стр. 83-109.

⁵ Obolensky, “Nationalism in Eastern Europe in the Middle Ages”, p. 2.

⁶ *Ibid.*, p. 7.

の例も参考になる。それは『マタイ福音書』にある「新しき人々」という観念であった⁷。これは、中世のモラヴィア人、ブルガリア人に好んで引用された寓話で、スラヴ人のあいだで民族意識の高揚がみられたことを示す例としてオボレンスキーは説明している。この寓話では、ぶどう園の主人が朝早くから働きに来ている労働者たちと、夕方5時に働きに来た労働者に同じ賃金を与えた。この寓話が、キュリロスとメトディオス、およびその弟子であるクリメントとナウムの伝道が盛んにおこなわれた、同じモラヴィアとブルガリアにおいて伝えられた点は、興味深いといえる。彼らは、夕方5時に働き始めた労働者、すなわち「最後の人々」を、他の民族より遅れてキリスト教を受容し、まだ文字をもたないスラヴ人を同一視し、キリスト教を受容するのが遅かったからといってそれがスラヴ人の劣等性を示すことにはならないと主張したのである。つまり、ここで「最後の人々」はビザンツ文化を受容することにより「新しい人々」となり、神を讃える資格を与えられたことになる。

このように、とりわけ東ヨーロッパの正教圏では、普遍的な文明観をもつ帝国が中世をつうじて存在したので、コンスタンティノープルと地方的な民族意識の関係は目に見えやすい形で、平和的に維持される場合があった。しかし、中央と地方の関係はつねに良好だったわけではない。10世紀のブルガリアでは、ボゴミル派の異端運動（現世の一切の社会秩序を否定した異端運動）が、ビザンツ文化にたいする民衆反乱として起こった。こうした運動は、ビザンツ文化の影響によって駆逐されつつある異教的伝統が民衆と結びついて発生した、キリスト教文化にたいする「最後の抵抗」と解釈される。しかし「多くの場合、偶発的に勃発した反乱に、明白な民族主義的な証拠を見出すのは誤りである」⁸。オボレンスキーによれば、ボゴミル派は本質的に宗教的な異端運動であり、世俗的な次元でビザンツの支配に反抗したからといって、それは偶然的な理由からそうしただけであり、たとえばブルガリア人のビザンツからの独立といったような「政治的なプログラム」をもつものではなかったからである。

では支配者のレベルでは、ビザンツ帝国への反抗はどのようなものがあっただろうか。ここでは、第一次ブルガリア王国のシメオンと、セルビア王国のドゥシヤンをあげておく。まずシメオンは治世中に「ブルガリア人とローマ人の皇帝」と称し、コンスタンティノープル遠征を二度おこなった。しかしオボレンスキーによれば、同王の望みはビザンツ帝国に対抗したり、ビザンツ帝国にとって代わるのではなく、かれ自身がコンスタンティノープルにおいて「ローマ人の皇帝」となることであった。ドゥシヤンの場合も、ほぼ同様であり、治世の大半をビザンツ領への遠征に費やし、「セルビア人とロマニヤの皇帝」と称した。かれの目的も、シメオンと同様、「民族的な」ものではなく「普遍的なもの」、すなわち、自身がコンスタンティノープルにおいてビザンツ皇帝となることであったとされる。なぜならば、「ローマ人」という言葉には、自

⁷ *Ibid.*, p. 8.

⁸ *Ibid.*, p. 10. なお、ブルガリアのボゴミル派については、次の書を参照されたい。D. アンゲロフ(寺島憲治訳)『異端の宗派ボゴミール』恒文社、1989年。

分たちがかつてのローマ帝国の場合と同様に世界の中心に座し、遍く統治するというビザンツ人の世界観が投影されているからである。ただここで筆者自身の見解を述べておくと、ドゥシャンとスィメオンが異なる点は、スィメオン王が「(ブルガリア人と)ローマ人の皇帝」と称したのにたいし、ドゥシャンが「(セルビア人と)ロマニヤの皇帝」と称した点であろう。オボレンスキーは述べていないが、スィメオンが、ブルガリアを普遍的な帝国に同化させようとしていたのにたいし、ドゥシャンは、普遍帝国への同化を目指しつつも、領域的支配原理にもとづいて地域を単位とする統治をおこなおうとしていたことがうかがえる。なぜならば、ドゥシャンが「皇帝」という称号に付した「ロマニヤ」という言葉は、ローマ人が支配する普遍的世界というよりは、その一部、つまり、特殊具体的な地名をさすからである。また、かれは、治世中に、領域を「ギリシア人の地」と「セルビア人の地」に区分し、自身は、前者を統治しようとしている。もしドゥシャンが普遍的支配原理にもとづいて統治していたとすれば、コンスタンティノープルへの遠征だけで十分であったはずであり、国土を二分する必要はなかったであろう。いずれにせよ、これはスィメオンの例には、見られない。先に述べたように、「ロマニヤ」は、「ローマ人の地」、すなわちビザンツ帝国領全体をさすだけでなく、セルビアが併合した旧ビザンツ領、あるいはアルバニアの個々の地方など、バルカン半島の特定の領域もさすものと理解できる⁹。

同様の例は、12世紀にもみられた。第3回十字軍がバルカン半島を通過したとき、セルビアの大ジュパン(大族長)のネマニヤ(1167頃-1196年)と第二次ブルガリア王国ペタル(1196-1197年)は、十字軍司令官のフリードリヒ一世(1196-1197年)に臣従を誓った。そのさい、彼らは、ビザンツからの自立を承認されることと引き換えに、軍事援助を申しでた。しかしこれも、オボレンスキーによれば「一時的な出来事」にすぎず、「1261年にコンスタンティノープルのラテン帝国が崩壊する以前に、彼らはかつてのようにビザンツにたいし、忠実な態度をとり始めた」という¹⁰。

では、東ヨーロッパの諸民族は、ビザンツにたいして度重なる反乱を起こしたにもかかわらず、なぜ帝国との政治的・文化的な関係を保ったのだろうか。それは、ビザンツとの関係を維持すること、そしてビザンツが幾世紀もかけて発展させてきたさまざまな制度や理念を受容することによってえられる利益のほうがビザンツのヘゲモニーにたいする反感以上に大きかったためである。彼らはビザンツとの政治的な関係を強化することによって、国際的な地位を上昇させることができた。また、皇帝が諸民族の支配階層に授ける「ローマ人の皇帝の息子」、「ローマ人の皇帝の兄弟」という称号は、当時の諸君主を魅了するものであった。さらに、宗教的な要因も非常に重要である。君主は正教に改宗し、自身を神の恩寵をえて、国土を治める者と位置づけることができた。また、宮廷儀式にキリスト教の要素を導入することにより、君主権を強化することが

⁹ Љ. Максимовић, “Грци и Романија у српској владарској титули”, in: Љ. Максимовић, *Бизантијски свет и Срби*, Београд 2008, стр. 105.

¹⁰ Obolensky, “Nationalism in Eastern Europe in the Middle Ages”, p. 11.

できたし、臣民をキリスト教という同一の宗教によって統合しえた。これらの利点に加え、オボレンスキーは、「純粋に宗教的な」誘因力をあげる。それは、つまりコンスタンティノープルをはじめとする諸都市における宗教建築の壮麗さである。諸外国の使節は、アヤ・ソフィヤ寺院をはじめとする数々の教会建築物の壮麗さ、そしてそこにおける教会儀式の美しさに胸を打たれた。スラヴ人は、古代には多神教の世界で暮らしていたから、一神教であるキリスト教との出会いは、新鮮な驚きであったに違いない。従来、スラヴ人の価値観はイエヤ一族、種族、国にあった。普遍的な性格をもつキリスト教を受容することにより、刺激的な経験をえることができたのである。

では、東ヨーロッパの支配階層や知識人は、ビザンツ文明の政治・教会思想や制度、あるいはビザンツ的な価値規範にどのくらい意識や行動を規制されていたのだろうか。

「こうした〔ビザンツ文明やその思考構造についての〕認識が純粋に理論的なものであって、『政治哲学』と呼ばれる領域に限られていたかどうかを正確に見極めるのは困難である。たしかに東ヨーロッパの多くの支配者はかれ自身の政治的特権を注意深く維持し、統治権を行使していたようにみえる。おそらく彼らがビザンツ皇帝による、国内の諸問題への介入に好意を示したのは、教会の領域だけであった。だが、〔中略〕東ヨーロッパにおいては、ある程度までキリスト教共同体は一つであり、その中心はコンスタンティノープルであるという、一般的な観念に拘束されていたのである」¹¹。

以上にあげた立場を、オボレンスキーは民族的な自覚とコモンウェルスの関係に収斂させて強化する。

「東ヨーロッパの〔正教圏の〕人々の民族的自覚が、どれだけコンスタンティノープル総主教の諸政策によって刺激され、導かれたとしても、その支配階級がビザンツ教会の一員であるということに由来する超共同体的な意識のほうがより強力かつ強制力をもっていた」¹²。

「ナショナリズムは原初的な形で中世東ヨーロッパ諸国の人々のなかに見出されるが、西ヨーロッパと比較して、その力は弱く、発展も遅かったように思われる。これはおもにビザンツが非常に大きな特権 (towering prestige) を維持していたためであり、その宗教的、文化的そして政治的な主導権は否定されなかった。〔中略〕この帝国が存在する限り、東ヨーロッパではその〔ビザンツの〕宗教的、文化的な優越性、普遍的なローマの伝統を体现するという要求に挑戦した国がなかったということは、コンスタンティノープルを中心におき、東ヨーロッパを周辺領域とする国際的な共同体の生命力を示すものである。この共同体をビザンティン・コモンウェルスと呼ぶのは誤りではないと私は考える」¹³。

ところで、オボレンスキーが提示したビザンティン・コモンウェルスは、正教圏の世界観（あるいは宇宙観）の観点からいえば、ビザンツ皇帝を中心とする普遍世界に一致する。これは、中

¹¹ *Ibid.*, p. 13.

¹² *Ibid.*, p. 15.

¹³ *Ibid.*, p. 16.

世西ヨーロッパで形成された二つの宇宙観、つまり、大宇宙（宇宙、世界、自然）と小宇宙（国家、教会、人体）という文脈に読みかえてみると、大宇宙に相当するといつてよい。正教的な世界観によれば、宇宙（つまり大宇宙）の中心には父なる神がおり、ビザンツ皇帝がそれを体現するとみなされたからである。コモンウェルス（とりわけ盛期のコモンウェルス）をこの「大宇宙」と同一視することは誤りではないと思われる。このようにオボレンスキーの論を、二つの宇宙観から読み直し、それらと東ヨーロッパの正教世界の人々が抱いた民族意識との関係について考えてみると、次のように言えるだろう。すなわち、ビザンツ世界では、「大宇宙」が支配階層や民衆を政治、社会、心理など、あらゆる領域において規制する力は大変大きかった。おそらく、ビザンツ世界では、西ヨーロッパで12世紀ごろから普及するもう一つの世界観、すなわち「小宇宙」観（大宇宙に対置されるものとしての国家観など、さまざまな団体論）は、形成が遅れていたであろう。オボレンスキーが指摘する「民族意識の遅れ」も、おそらくこの点と何らかの関係がある。なぜならば、民族意識の形成と国家形成は不可分の関係にある場合があるからである。前近代の話ではあるが、民族意識が十全のかたちで発展していかなければ、「政治的ネイション」の形成もみられないであろう。いずれにせよ、次のことはいえる。すなわち、オボレンスキーの指摘をまつまでもなく、正教圏では、12世紀ルネサンスの影響下にある西ヨーロッパと異なり、国家有機体論や身分制社会にかんする議論は発生せず、したがって、西ヨーロッパと同じような形では、国家の形成は進まなかったのである¹⁴。

2. ビザンティン・コモンウェルス論をめぐる評価

上述の論文「中世東ヨーロッパにおけるナショナリズム」は、前掲書『ビザンティン・コモンウェルス』論が上梓された後、諸研究者の批判が出そろってから発表された。したがって、この論文は各研究者の批判にたいする応答であるとともに、コモンウェルス論の完成形であると考えてよい。

もとよりビザンツ・東ヨーロッパ世界の政治、文化から共通項をより集めてそれを一つの統一された概念に仕立て上げようとしたのは、オボレンスキーだけではない¹⁵。しかし従来、「正教世

¹⁴ 西欧における大宇宙と小宇宙の対比、また有機体論については、次の書を参照されたい。甚野尚志『十二世紀ルネサンスの精神—ソールズベリーのジョンの思考構造—』知泉書館、2009年、155-197頁、阿部謹也『中世賤民の宇宙—ヨーロッパ原点への旅—』筑摩書房、1987年、50頁、A. グレーヴィチ（川端香男里、栗原成郎共訳）『中世文化のカテゴリー』岩波書店、1992年、80-87頁。

¹⁵ たとえば、F. デルガーは擬制的制度、J. フェルガは、ビザンツ皇帝の上級支配権という観点から、それぞれビザンツ世界の政治構造とその統一性を解明しようとした。F. Dölger, "Die Familie der Könige im Mittelalter", in: F. Dölger, *Byzanz und die europäische Staatenwelt*, Darmstadt 1976, S. 34-69. J. Ferluga, "Das Byzantinische Reich und die Südslawischen Staaten von der Mitte des IX. bis zur Mitte des X. Jahrhunderts", in: J. Ferluga, *Byzantium on the Balkans: Studies on the Byzantine Administration and the*

界」、「ビザンツ世界」という言葉でしか説明されなかった地域を、政治秩序の観点から捉えなおし、コモンウェルスという洗練され、バランスの取れた概念によって論じた点で、コモンウェルス論は先行するさまざまな研究の成果をしのぐものといえよう。

しかし、ビザンツ・東ヨーロッパ世界の政治的統一性や同質性について論じる場合、そこにはどうしてもビザンツ皇帝が行使する宗主権＝上級支配権と、セルビア、ブルガリアの政治的な自律性という問題がかかわってくる。両者の関係は、政治情勢に応じて刻一刻と変化する。オボレンスキーは、「宗主権」という言葉を用いるさいに、厳密な定義を下していない。例えば、ビザンツが13世紀末以降に、政治的、経済的に弱体化した後にも、セルビアやブルガリアの君主は、ビザンツ皇帝の上級支配権、たとえば従軍義務、アルコン任命権、皇帝への人質の差出しといった諸義務を認めていただろうか。他の研究者の批判が集中するのも、この宗主権や政治的自律性をめぐる定義についてであった。ここでは、R. ブラウニングと G. プリンツィンクによる、前掲『ビザンティン・コモンウェルス』への批判をあげておく。

まずブラウニングの批判についてみると、かれは、周辺諸民族の、コモンウェルスへの帰属心より、それぞれの国の政治的自律性の方が大きかったのではないかと指摘する¹⁶。周辺国にとって、ビザンツ文明の受容という場合、そこには正教、文化の受容から、政治制度、政治理念の継受など、さまざまな要素が含まれている。周辺諸国、周辺諸民族は、これらを受容し、かつビザンツの宗主権、上級支配権を認めたときに「コモンウェルスの一員」となった。このように周辺諸民族が、ビザンツの宗主権や、上級支配権を承認したのは、ビザンツ帝国との間で利害が一致するか、ビザンツ帝国に政治的に妥協するか、軍事的に服従するかしたからであろう。ビザンツ側は、伝道活動をつうじて、諸国、諸民族をキリスト教徒に改宗していった。これは彼らを、皇帝を頂点とする位階秩序・同盟体系に組み込むことができるという保証となった（当時は、宗教と政治の区別は曖昧であった）。一方、諸国、諸民族の側では、ビザンツ文明を受容することによって自分たちの領域における統治権を強化しえた。以上が、オボレンスキーが言う「政治理念上の利害の一致」であった。しかし、「利害が一致しているだけで、セルビアやブルガリアの諸国は自発的にコモンウェルスの一員となったのだろうか」。つまり、ここでブラウニングが言わんとするのは、ビザンツの文明を受容したからと言って、その国や民族がビザンツ皇帝の上級支配権を承認したことにはならないということである。

次に、プリンツィンクも、ブラウニングと同様の論を展開している¹⁷。プリンツィンクは、コモンウェルス論をビザンツ・スラヴ史研究にとって非常に重要な意義をもつものと認めたとうえで、「テーマの設定」にかんして「さらに正確な多様性」をもたせなければならないと述べ、セルビ

Southern Slavs from VIIth. to the XIIIth. Centuries, Amsterdam 1978, S. 291-336.

¹⁶ ブラウニングによる批判については、次の書評を参照されたい。 *English Historical Review*, vol. 87 (1972), pp. 812-815.

¹⁷ *Byzantinische Zeitschrift*, Bd. 69 (1976), S. 101-104.

ア、ブルガリアの政治的自律性を例にあげる。プリンツィンクは、ビザンツの政治理念を受け入れることと、実際の支配の上下関係とは別物であると述べる。たとえば、14世紀の例をあげると、セルビア王ミルティンの治世に、大主教を務めたダニーロ二世はある文書の中で、ビザンツ皇帝を「新しきローマの普遍的皇帝」と呼んでいる¹⁸。しかし一方で、ダニーロ二世がビザンツ皇帝をより率直に「ギリシア人の皇帝」と呼んだ文書もある。つまり、ダニーロ二世がビザンツ皇帝を「新しきローマの普遍的皇帝」と呼んだ例だけでセルビア君主がビザンツ皇帝の宗主権を認めたと結論を下すことはできないということである。ビザンツ皇帝はビザンツの滅亡までセルビア人にとって「より大きな威信」を有する存在であったことに変わりはないが、13世紀以降は、もはやセルビアにたいして政治的上位になかったとするのが、プリンツィンクの見方である。ではビザンツ皇帝の政治的ヘゲモニーは、どのくらい周辺諸君主の行動や意識を規制していたのだろうか。この点について、プリンツィンクは、第二次ブルガリア王国のイヴァン・アセン二世の例をあげて論じる。イヴァン・アセン二世はクロコトニツァの戦い（1230年、第二次ブルガリア王国とエピロス専制国の戦い）の後、ラテン帝国の首都コンスタンティノーブルの征服を計画した。イヴァン・アセン二世について、オボレンスキーは次のように述べている。

「コンスタンティノーブル征服という彼の野望は、〔中略〕 スィメオンの野望とその業績を思い起こさせる。〔中略〕 彼〔イヴァン・アセン二世〕もまた中心をコンスタンティノーブルにおき、彼がそこで統治者となるころのスラヴ＝ギリシア的な普遍的帝国を夢見ていた」¹⁹。

この戦いの後、イヴァンは「ブルガリア人とギリシア人の皇帝」と称すことになる。この称号は、オボレンスキーが言う「普遍的帝国」の要求をあらわしていると解釈することもできるが、これについてプリンツィンクは、この称号は、むしろクロコトニツァにおけるイヴァンの勝利の「論理的な帰結」にすぎないと考えた方が、歴史的事実に即している、と指摘する。こう解釈しうる根拠として、彼があげるのは、1230年にイヴァンが発給した文書である。ここでイヴァンは自分の事績を次のように誇らしげに書き記している。すなわち、自分は「クロコトニツァの戦いでテオドロス・コムネノス〔エピロス専制公国の君主、在位1224—1230年〕を捕虜とし、デュラキウムからアドリアノーブルまでの地域を獲得した」。こうしてイヴァンは、ギリシア人の住む土地を支配下におくことができた²⁰。こうした現実的な経緯から、彼は、「ブルガリア人の皇帝」という称号に、「ギリシア人の」という言葉を付け加えることができたという。歴史において支配者の行動や政策から一貫した理念を抽出するのは、簡単なことではない。セルビア、ブルガリ

¹⁸ 大主教ダニーロ二世は、『セルビアの諸王、諸代大主教の列伝』の中で、ビザンツ皇帝アンドロニコス二世パライオロゴスを「聖なる、普遍皇帝アンドロニコス陛下」、「新しきローマすなわちコンスタンティノーブルのアンドロニコス陛下」と記している。Данило Други, *Животи краљева и архиепископа српских, Службе*, Београд 1988, стр. 126, 135.

¹⁹ Obolensky, "Nationalism in Eastern Europe in the Middle Ages", p. 327.

²⁰ J. V. A. Fine Jr., *The Late Medieval Balkans: A Critical Survey from the Late Twelfth Century to the Ottoman Conquest*, The University of Michigan Press 1987, p. 125.

ア君主は、現実生き、実際の政治情勢のなかで行動したのであり、ビザンツ帝国の支配理念の根幹にある「普遍帝国」や「普遍的世界観」といった概念が常に彼らを規制していたわけではないこともたしかにいえるのではなかろうか。

このように、コモンウェルス論の中心概念となる「ビザンツ皇帝の宗主権」（言い換えれば普遍的統治権）という用語の定義が曖昧であったため、13世紀初め以降のセルビア、ブルガリアの支配者と、ビザンツ帝国の統治権の関係について他の研究者から批判があがるのは、避けられないことであった。

本章では最後にプリンツィンクとマクスイモヴィチの研究もあげておく²¹。上記のプリンツィンクは、著作『1204～1219年におけるブルガリアとセルビアの意義について—第4回十字軍によるコンスタンティノープル征服後におけるビザンツ帝国の後継諸国の成立と発展との関わりから—』（1972年）の中で、両国が第四回十字軍によるコンスタンティノープル征服という状況を生かし、いかに国家を建設したかについて論じている。そのさい、これら諸国の形成期に、その君主が政治理論上、ビザンツ帝国が従来、有してきた普遍的世界観を反映しつつも、それとは若干、異なる支配理念を抱いていたことが指摘される。たとえばセルビア君主は12世紀末から13世紀初めにかけてビザンツ皇帝との「等価要求」をしたとされる。「等価要求」とは、各君主は皇帝や国王、ジュパン（族長）といった称号の差によらず、自国ではビザンツ皇帝と同じように国土を統治することができるという政治理論である。この理論は、当時の西欧でみられた「国王は自国の中では皇帝と同じである」という国王首位説に相当するものといえよう。ビザンツの位階秩序理念が、帝国の混乱期には、臣従国によって別様に解釈されたことを示唆している。一方、マクスイモヴィチも、論文「ビザンティン・コモンウェルス—初期におけるヨーロッパ統合の試み—」（2003年）のなかで、コモンウェルス論の観点からビザンツとセルビアの関係について概観している。ここではビザンツの政治理念上の規制力が、肯定的に評価されている。

3. 位階秩序の構造

ここでは、一次史料によりながら、ビザンツ皇帝が周辺諸君主、諸民族に行使した普遍的統治権のうち、狭い意味での統治権、つまり上級支配権について検討したい²²。ビザンツ皇帝を頂点

²¹ G. Prinzing, *Die Bedeutung Bulgariens und Serbiens in den Jahren 1204-1219 im Zusammenhang mit der Entstehung und Entwicklung der byzantinischen Teilstaaten nach der Einnahme Konstantinopels infolge des 4. Kreuzzuges*, München 1972, Љ. Максимовић, “Византијски Комонвелт : Један рани покушај европских интеграција”, in: Љ. Максимовић, *Византијски свет и Срби*, Београд 2008, стр. 207-217.

²² ビザンツ帝国の外交の基本方針は、次のようであった。すなわち、①ビザンツの政治的、文化的影響圏外からやって来る異民族の侵入を政治的・軍事的国境の外で撃退すること、②キリスト教の布教、貢納、称号の授与、政略結婚等の手段によって、ビザンツの政治的、文化的ヘゲモニーを拡大すること、である。この見返りに、ビザンツは周辺諸民族に上級支配権の行使を期待しえた。

とし、一連の臣従国によって構成される位階秩序の構造は、皇帝が臣従国に課す上級支配権によって保たれていた。言い換えれば、ビザンツ帝国は諸民族に臣従国としての義務を履行させることによって、位階秩序を維持することができた。ここで問題となるのは、周辺国がビザンツにたいし政治的に「忠実であった」という場合、まず皇帝の統治権、すなわち「上級支配権」について厳密な分析が必要であるということである。ビザンツ帝国の政治的、経済的な弱体化が明らかとなった13世紀以後も、周辺国は、皇帝にたいし、政治的に「忠実」であったといえるだろうか。以下では、皇帝が行使する上級支配権について、従軍義務、アルコン・ジュパン任命権の二項目から検討してみる。

① 従軍義務

十世紀においては、位階秩序は、じっさいに効果的に機能していたといえる。ビザンツ皇帝は遠征にさいしてバシレイオス一世のように、「皇帝の命により」セルビア人をはじめとする南スラヴ諸族に従軍を要請し、これに従わない部族にたいして艦隊を派遣して処罰することができた。十世紀の皇帝コンスタンティノス七世ポルフィロゲニトスは、『帝国統治論』の第29章で、次のように記している。

「皇帝の要求に屈した者たち、すなわち〔フランク人の〕王と教皇〔の軍〕は、双方とも、全力をつくして、皇帝から派遣されてきた司令官のところへ、また、〔皇帝に従軍している〕クロアチア人、セルビア人、ザカルミア人、テルボニア人〔中略〕のところへ来て〔戦うことを〕意図した。なおこれらの者は、全員、ダルマティア沿岸の城砦から来た者たちである（そして彼らは、すべて皇帝の命の下にある者たちであった）」²³。

見ての通り、ここでは、皇帝が率いるイタリア遠征（フランク王国および教皇の軍隊と戦った）に、セルビア人らが従軍していた。他方、バシレイオス一世はこの遠征に従わなかったパガニ族、ナレンタニ族について、アフリカから艦隊36隻を派遣して、彼らの居住地に遠征をおこなっている²⁴。このように位階秩序は現実に機能し、しかも、これに従わない者にたいする罰令権もじっさいに行使されていた。

同様に、皇帝は、対ブルガリア戦のさいに、セルビア公にブルガリア軍と戦わせ、撃退させている。これについても、同じ『帝国統治論』に記述がある。この記述から、十世紀のバルカン半

²³ Constantine Porphyrogenitus, *De Administrando Imperio*, ed., G. Moravcsik, trans., R. J. H. Jenkins, Washington 1967, p. 128.

²⁴ *Ibid.*, p. 126. 「パガニ族は、スラヴ語で『異教者』という意味である。〔中略〕しかし、知られているように、次のことが起こった。すなわち、彼ら〔すなわちパガニ族とナレンタニ族〕は〔中略〕これ以後、ローマ人と交戦状態に入った。ダルマティアの城砦に住む自立した部族長は、ローマ人の皇帝に、また他の誰にであれ、従わなかった。そこで、しばらく後に、皇帝バシレイウス、すなわち御名麗しき、御代とこしえなる皇帝のもとに、アフリカからはサラケノスが、またソルダノス、サヴァ、ならびにカルフォスが、艦船36隻とともに来て、ダルマティアを掌握し、ブドヴァの城砦、〔中略〕その南岸を略奪した」。

島における南スラヴ諸族が、皇帝の上級支配権に従っていたことがうかがえる。

「〔セルビア公は〕すぐにローマ人の皇帝の良き行いを思い起こし、ブルガリア人と戦い、万事彼らに従うよりも、むしろローマ人の皇帝に支配されることを望んだ。スィメオン〔王〕がセルビア人にたいして〔將軍の〕マルマエムとシグリツェス・テオドロスを派遣したので、〔彼らと戦って〕戦場から、〔その〕首と戦車を、勝利の証としてローマ人の皇帝に送った」²⁵。

こうした従軍義務は、セルビアに限り、12世紀末までは認めることができる。ここでは、ヨハネス・キナモスの著作をあげてみる。

「もし〔皇帝マヌエル・コムネノスが〕西方で遠征をおこなうときには、かれ〔セルビア公のウロシュ二世〕は二千人〔の兵士〕とともに〔皇帝に〕従うことに同意した。またアジアで戦いがあるときには、すでに以前からの慣わしである三百人に加え、二百人を送るであろう」²⁶。

1150年、セルビアの族長ウロシュ二世は、ビザンツにたいし反乱を起こした。ウロシュは敗北後、皇帝マヌエルに臣従を誓っている。その誓約の内容が以上の記述である。ここで「以前からの慣わしであった」という言葉から、族長は10世紀ごろと同様に、ビザンツ皇帝の外征に従うことを義務づけられていたことが分かる。では、この後、13、14世紀には従軍義務はどうなるのだろうか。この時期のビザンツは、政治的混乱などの原因で、外征を頻繁に行ったとは考えにくいと思われる。そのため12世紀以前の従軍義務がそのままの形で残ったと考えることはできない。まず、キナモスが言及するアナトリア遠征のさいになされた従軍義務であるが、おそらくこれにかんするものとして、1312（1313）年、1335年の二例が知られている。最初の例は、アンドロニコス二世パレオロゴス（1282—1328年）の対オスマン戦争を支援するためにセルビア王ミルティン（1282—1328年）が2千人の騎兵をアナトリアへ派遣したことである。これについて、ニケフォロス・グレゴラスは次のように記している。

「事態は傍観を許さなかった。そのため皇帝アンドロニコスは義理の息子であるセルビア王に使者を送り、軍隊の援助を求めた」²⁷。

この後、セルビア軍は翌1313年にアナトリア半島へ到着している。しかしここからは皇帝が「軍隊の援助を求めた」とあるだけであり、「皇帝の命」による従軍かどうかは分からない。

14世紀に多くなるのは、「皇帝の命」というよりは、「同盟」に近い形での従軍ではないだろうか。1328年の例をあげておきたい。アンドロニコス二世と同三世のあいだに生じた内乱のさい、前者はセルビア王デチャンスキに支援を求めた。このときデチャンスキ王は「十二の軍団」を移動させたものの、直接戦闘には加わず、アンドロニコス二世は同三世とブルガリアの同盟軍の

²⁵ *Ibid.*, p. 158. なお、『帝国統治論』の32章には、次の例もある。「ローマ人の皇帝は、セルビア公ペタルに賄賂を与えて、トルコ人〔マジャール人〕とともにブルガリア人に立ち向かわせた」。この例は、ビザンツにたいする軍事支援であるが、従軍義務に準ずる行動として扱ってよい。*Ibid.*, p. 156.

²⁶ Joannes Cinnamus, *Epitome Rerum Ab Ioanne Et Alexio Comnenis Gestarum*, Vol. 26, Bonnæ 1836, p. 113.

²⁷ Nikephoros Gregoras, *Rhomäische Geschichte I*, Bibliothek der griechischen Literatur, Stuttgart 1973, ed., trans., J. Louis van Dieten, S. 200.

攻撃を受けて敗北した²⁸。

ここでは、1342年におけるヨハネス六世とセルビア王ドゥシャンの同盟もあげておく。ヨハネス六世カンタクゼノスはヨハネス五世との戦いに備え、マケドニアのスコピエに宮廷をおくドゥシャン王に支援を要請した。このときセルビア宮廷はヨハネス五世の弟ミカエルを人質として送るならば援軍を派遣すると返答した。ミカエルの到着を待ってドゥシャンは5千の兵を派遣した。その後、ドゥシャンは、麾下のおもな24人の貴族の中から20人を選び、ヨハネス六世が率いるビザンツ軍とともに、ギリシア北部のセレス市攻略に向かった²⁹。ここでは、ビザンツ皇族からの人質の差出しが、従軍の条件となっている。このように、14世紀になるとセルビア君主は従軍に一定の条件を付すようになり、しかもビザンツ皇帝が期待する役目を果たすとは限らなかった。また、従軍にかんしては、それがビザンツ側とセルビア、ブルガリア側の「同盟」(συμμαχία)に基づくものであることを示唆する記述が散見される³⁰。

こうした「同盟」関係は、10世紀の『帝国統治論』に書かれた「皇帝の命」とは性質を異にする。たしかに、同盟の形をとる場合でも、建前として皇帝の優位性は維持されてはいただろう。とはいえ、コンスタンティノーブルにいながら軍隊を召集することは困難になっていたと考えるのが妥当ではないだろうか。1342年の場合のように、皇帝は、かつての臣従国の地まで出向き、支持ないし好意的中立を引き出さねばならないこともあった。

従軍義務は、9～11世紀初め頃、マケドニア朝のもとで、もっとも実効力をもったと考えられる。しかし、1204～1261年までの第四回十字軍によるコンスタンティノーブル占領期を境として、以後の皇帝は婚姻の結びつきや同盟、条約など個人的、個別的な手段を通じてセルビア君主に支援を「依頼」する例も見受けられる。ただし13世紀以降セルビア君主が従軍義務を拒否した場合、皇帝に制裁手段が全く残されていないかどうかは不明である。十世紀の「皇帝の命」の内容は、以後、全く残らなかったのだろうか。この点について検討は、なお必要である。

② アルコン＝ジュパン任命権

従軍義務とならびビザンツ皇帝の政治的規制力をよく表しているのが、アルコン＝ジュパン任命権である。「ジュパン」はスラヴ語で族長を意味し、ビザンツ側の文献にあらわれる「アルコン」に相当する。位階秩序を維持するうえで皇帝が臣従国の支配者に称号を付与することは重要な意味をもっていた。アルコンの任命権には、ビザンツ皇帝が臣従国の君主に与える他の称号に比べると、位階秩序における皇帝の保護者としての役割がより明確に表れている。このことはと

²⁸ J. V. A. Fine Jr., *op.cit.*, p. 271.

²⁹ ヨハネス六世の回想録については、以下を参照されたい。Византијски извори за историју народа Југославије, том VI, ed., Ф. Баришић, Б. Ферјанчић, Beograd 1986, стр. 407.

³⁰ たとえば、ニケフォロス・グレゴラスの『ローマ人の歴史』を参照されたい。「[アンドロニコス帝は]今にも王の援軍があるのではないかとまだ思っていた」。ここでは、同盟(軍)を意味する *συμμαχία* が用いられている。Nicephori Gregorae byzantine historia, graece et Latina, volume 1, ed., L. Schopen, Bonnae 1829, p. 397.

くに12世紀末までのセルビアのアルコン＝ジュパンの場合に当てはまる。第一にアルコンは皇帝に忠実である限り、地位の世襲を認められた。第二に、臣従国で不和や内乱が生じた場合、皇帝はこのアルコンを廃位し、コンスタンティノープルに人質として留めおいたアルコンの親族を支配者として送り込んで、その地位につけることができた。セルビア公ザカリアス、そしてブルガリアのシメオンの例がこれにあたる³¹。第三にアルコン位は一定領域の支配権を含んでいた。皇帝は敵対勢力からアルコン領を守り、これに物質的な援助を与えた。

12世紀末以降、アルコン・ジュパン任命権はどうなるだろうか。ヨハネス・キナモスによる皇帝の伝記は、皇帝が1155年（ウロシュ二世の任命）、1162年（プリビスラヴ、ベルシュ、デサの三兄弟の任命）と相次いでアルコン＝ジュパンを任命したと記している³²。このように、12世紀後半まで、ビザンツ皇帝は利害に一致する者をアルコンに任じ、不忠実な者を廃位する権限をもっていた。しかし13世紀以降のセルビア君主にたいする任命権は認められない。ネマニッチ王朝では、ステファンからウロシュ五世まで（1196–1371年）、9人のセルビア王と皇帝が即位している。その継承パターンは、次の4つに分類できる。

①通常の王（皇）位継承により即位した者（3人）、②前王の死後におこった後継者争いの結果、即位した者（1人）、③貴族の支持をえて前王に叛乱した後に即位した者（3人）、④前王との対立から即位した者（1人）。以上9例のなかで、ビザンツ皇帝が王、皇帝の即位（廃位も同じ）を命じた例はない。セルビア王国の君主はすべて国内の貴族や聖職者の承認を集会（サボル）でえて、ペーチの大主教座（後には総主教座）で戴冠式を行い、即位している。

なお、ネマニッチ朝については、ビザンツ側が王位継承に干渉した例もある。ミルティン王とその子デチャンスキ王である。ミルティン王の場合、ビザンツ皇帝は皇女を嫁がせ、当時進行していたセルビアのマケドニア遠征を阻止しようとした。この政略結婚は、プロニヤ制（広い意味での封地にあたる）など、ビザンツの政治制度、政治思想の導入をともなっていたので、おそらくセルビア側にとっては自国の発展に益するところは大きかったと推測される。だが結局のところ、これはビザンツ側が本来の目的とするヘゲモニーの拡大を実現するには至らなかった。セル

³¹ ビザンツ皇帝によるセルビア公ザカリアスの任命とセルビアへの派遣についても、『帝国統治論』の32章を参照されたい。

「それから三年後に、ブルガリア人に対抗したパヴレに替え、ザカリアスを〔セルビアに〕派遣した。この者は以前、皇帝ロマノス陛下のもとから派遣され、パヴレを追放した者であったが、セルビアの支配権を握った」。Constantine Porphyrogenitus, *De Administrando Imperio*, p. 158.

³² Joannes Cinnamus, *op.cit.*, p. 204.

「ところで皇帝は、マケドニアのフィリップポリスにて、セルビア人にたいして遠征をおこなった。当時、この国を支配していたプリミスラボスは、われらが思い出す限りにおいて、以前、別のときに、反乱によって〔帝国を〕苦しめた。その法に決して従わず、支配しつづけた。〔中略〕皇帝はこの男〔プリミスラボス〕に罰を与え、その支配権を剥奪したのち、その兄弟であるベルシュをかれの代わりに据えた。ベルシュは、プリミスラボスの不幸を憐れみつつ、そこから追放した。かれ〔プリミスラボス〕は〔ビザンツにたいして〕二度と再び悪事をなしえなかった。かれは〔皇帝から〕肥沃な耕地を与えられ、家畜をしかるべく育てた」。

ビア国内に、ビザンツとの同盟締結に反対する勢力がいたためである。

アルコン任命権はセルビア王国の成立にともない、消滅したと推測される。ここでも、ビザンツ皇帝が上級支配権を行使する能力を著しく失ったことは明らかである。そしてビザンツ皇帝に代わり、王位継承に大きな役割を果たすようになったのが、国内のセルビア貴族であった。ただし、12世紀以降、アルコン＝ジュパン任命権にかわり、位階秩序の機能を保つ役割を果たしたのとして、人質制度がある。バルカン半島の諸国、諸民族の支配階層は、子弟を人質としてコンスタンティノープルに差し出す習慣があった。これについては、ここにあげた、12世紀のセルビア公のほか、スィメオン、デチャンスキ、ドゥジャンらの例があげられる。彼らは各国の支配者が代替わりするさいに、コンスタンティノープルから故国へ送り届けられた。そのさい、その時代のビザンツと周辺国の勢力関係にもよるが、ビザンツ側の意向が代替わりにさいしどのくらい影響したのか、そして、セルビア宮廷、ブルガリア宮廷の意向は、新君主の到来にどう関係したのかについて、今後、さらなる検討を要する。

おわりに

9、10世紀から12世紀にかけてのバルカン半島はまさにオボレンスキーのビザンティン・コモンウェルス論で論じられた政治秩序を背景として支配者が政策を決定し、行動した時代であった。コモンウェルスにおける諸国、諸民族の支配階層は、キリスト教世界は一つであり、その中心はコンスタンティノープルであること、そしてそこにいるのが「ローマ人の皇帝」であることを認めていた。彼らがビザンツ皇帝の普遍的統治権を認めたということは、彼らが皇帝を頂点とする位階秩序の存在を認め、それに参加したことを意味する。このように本稿では、ビザンティン・コモンウェルスを、位階秩序の存在を認めた国や民族の集合体と定義してみた。位階秩序を維持していたのは、一つにはビザンツ皇帝が有する保護権である。これは、具体的には、アルコン任命権、「皇帝」任命権を通じて行使され、皇帝はこれらの称号を付与し、その者に物心両面の支援をおこなった。典型的な例は、9、10世紀におけるバルカン半島西部の南スラヴ諸族、そしてブルガリア王ペタルの例であろう。ビザンツ皇帝とこれらの支配者の関係は、保護者－被保護者の関係であった。

ビザンツ皇帝が保護者として周辺諸国を支援した理由は、彼らに臣従国としての義務を履行させたかったからであった。東ヨーロッパ、とくにバルカン半島におけるビザンツ外交の基本的な方針は、オボレンスキーがいうように強力な外敵が侵入するのを防ぎ、可能な限り自己のヘゲモニーが通用する地域を拡大することであった。これに従って、ビザンツ皇帝は東ヨーロッパの臣従国に従軍を要請し、不忠実な者を廃位し、人質をコンスタンティノープルに差し出すよう求めたのである。これに従わない場合、皇帝が遠征軍を差し向けることもありえた。

こうした位階秩序の特徴は、十世紀ブルガリア王スィメオンと、ビザンツの関係にもっともよく表れていた。スィメオンは、約三〇年間、ビザンツと戦争をおこない、二度のコンスタンティノ

ブル遠征をおこなった。しかしスィメオンの目的は、ビザンツに敵対することでも、ブルガリアに帝国をつくることでもなかった。スィメオンは、自身がコンスタンティノープルにおいて「ローマ人の皇帝」となることを望んでいたのである。その点は彼の遠征軍が、コンスタンティノープルとその近郊にむけられていたこと、そしてその目的が同都の元老院、市民、軍隊の三者に、自分が「ローマ人の皇帝」であることを承認させることにあったことから明らかである。スィメオンがビザンツ側にたいして要求したのは、当時、ビザンツ皇帝が首都において即位式のさいに行っていたのとまさに同じプロセスであった。スィメオンにとって、「ローマ人の皇帝」となる場所は、コンスタンティノープル以外にはありえなかった。このことは、スィメオンがビザンティン・コモンウェルスにおけるビザンツ皇帝の保護者、普遍的統治権の保持者としての役割を正しく認識していたことを意味する。その意味で、スィメオンも、ビザンティン・コモンウェルスの一員であり、その規制から逃れることはできなかったのである。

12世紀以降のバルカン半島における政治秩序については、ここでは、セルビアの例に限定して、次のようにまとめておきたい。この国では君主が正規の従軍義務に従う例は、13世紀以降みられなくなる。以後、共同の軍事行動は、同盟・条約の締結など、個別的な手段を通じて、おこなわれた。また君主の任命についていえば、ビザンツ皇帝が、少なくともセルビアのネマニッチ朝の君主について、即位、廢位を命じた例はみられない。

ビザンツは、建前は建前として残しつつ（たとえば「ローマ」という建前がこれにあたる）、現実に柔軟に対応していくことによって1千年間存続した国家である、と井上浩一氏は述べた³³。ビザンツは、キリスト教世界の頂点に位置するのはコンスタンティノープルにいる「ローマ人の皇帝」であり、諸国、諸民族がこれに従うという観念を、滅亡の時まで保ち続けた。しかし一方で、12世紀末以降には、変化も訪れる。つまり、位階秩序の縛りによってセルビア、ブルガリア君主を規制することができなくなっていったビザンツ人は、「皇帝」、「ローマ人の皇帝」称号が彼らによって用いられるのを、ある時は無関心に、ある時は嫌々ながら認めた。それと連動して、「皇帝の命」は個別的な同盟関係や条約の締結に置き換えられたのかもしれない。そうであるとすれば、それは、この時期以降、政治的、経済的に弱体化しつつあるビザンツ帝国が、現実に柔軟に対応していこうとする態度を示している。コモンウェルス論も、ビザンツ皇帝の位階秩序における特権的な地位は、世界の終末まで変わらないという「建前」を代弁しているものである。コモンウェルス論が抱えた問題は、12世紀末以降のビザンツ人が抱いていた矛盾にそのまま通じるといってよい。

ビザンティン・コモンウェルスをめぐる諸問題は、宇宙論の観点から論じることができる。西欧でも神聖ローマ皇帝がイタリア遠征をおこなうなど、周辺国の君主が文明の「中心地」に、軍事力を背景に、進入しようとすることはあった。しかし、なぜ、東ヨーロッパのスィメオン、イヴァン・アセン二世、ドゥシャンといった支配者は、たびたびコンスタンティノープル遠征を計

³³ 井上浩一『生き残った帝国ビザンティン』講談社現代新書、1990年、225-226頁。

画し、それを実行したのだろうか。これは、正教世界においては各国支配者のアイデンティティー形成が有機体論にもとづく「小宇宙」観の形成、すなわち国家の形成を通じてではなく、直接、「大宇宙」（とその中心地である「第二のエルサレム」＝コンスタンティノープル）と結びつくことによってなされたことと関係があるのかもしれない。彼らがどのような認識によってコンスタンティノープル遠征を行おうとしたのかについても、今後、史料は少ないが解明していきたい。